



## ◆ 介護保険料の本徴収について

10月から本徴収が始まります。

大崎町では、65歳以上の方の介護保険料は、年額を6回に分けて納めていただいております。納期（納めていただく時期）は4月・6月・8月を仮徴収期間、10月・12月・2月を本徴収期間として納期を設けています。



前年度			当年度					
10月	12月	2月	4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)
本徴収			仮徴収期間			本徴収期間		

前年度2月の保険料額と同程度の保険料を納めます。

前年の所得をもとにした保険料から仮徴収分を除いた額を納めます。  
 （「年間保険料－仮徴収合計額」を3回に分けて徴収）

どうして、仮徴収と本徴収に分けるの？

前年中の所得が確定する6月以降に年間の保険料を算定しますが、その後に徴収することになれば、1期あたりの負担が重くなってしまうために、仮徴収期間を設定しています。

### 大崎町の介護保険事業の報告

介護保険事業の実績についての報告（利用者の1割負担を除いた大崎町の支払い分）

第1号被保険者（65歳以上の人）		4,801人	平成21年5月 末日現在
要介護（支援）認定者		800人	
給付実績	在宅介護サービス費	29,433,915円	平成21年4月 の給付実績
	施設介護サービス費	51,766,809円	
	その他（介護予防サービス費も含む）	23,737,554円	
	介護サービス費 合計	104,938,278円	

【お問い合わせ先】 大崎町役場 保健福祉課 介護保険係 TEL 476-1111（内線136）